

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年11月12日

【会社名】 株式会社トウペ

【英訳名】 TOHPE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 勉

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

【電話番号】 (072)243 - 6411 代表

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 加東 保

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

【電話番号】 (072)243 - 6411 代表

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 加東 保

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 445,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社トウペ東京支店
(東京都台東区東上野六丁目16番10号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1 平成21年11月12日(木)開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称と住所は下記の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	5,000,000株	445,000,000	222,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	5,000,000株	445,000,000	222,500,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は222,500,000円であります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		古河機械金属株式会社（注1）	
割当株数		5,000,000株	
払込金額		1株につき 89円	
割当予定先の内容 （注2、3）	住所	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 相馬 信義	
	資本の額	28,208百万円	
	事業の内容	機械・金属・電子材料及び化成品等の製造販売並びに不動産賃貸等	
	大株主及び持株比率	朝日生命保険相互会社	6.90%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.11%
		清和総合建物株式会社	3.72%
		株式会社損害保険ジャパン	3.41%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.38%
		中央不動産株式会社	2.92%
富士通株式会社		2.38%	
古河電気工業株式会社		2.17%	
富士電機ホールディングス株式会社		2.13%	
横浜ゴム株式会社	2.10%		
当社との関係 （注4）	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	1,428,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	5,763,332株（注5）
	取引関係	割当予定先グループ製品である化成品の一部を原料として当社が購入し、また、割当予定先が当社の銀行借入の一部に債務保証を行っています。	
	人的関係	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月31日現在では、当社の取締役1名が割当予定先の取締役を、当社の社外監査役1名が割当予定先の取締役を兼務しています。なお、平成21年11月12日現在では、当社の取締役1名が割当予定先の取締役を、当社の社外監査役及び補欠監査役各1名が割当予定先の従業員をそれぞれ兼務しています。 当社の取締役のうち小林勉、加藤和民及び武内幸夫は、割当予定先の出身者であり、割当予定先の顧問を兼務しております。 割当予定先の従業員1名を割当予定先より出向者として受け入れております。 	
当該株券の保有に関する事項		当社と割当予定先との間におきまして、当面は継続保有の方針にて合意をする予定であります。なお、当社は、割当予定先が払込日から2年間に於いて、当該割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を書面にて当社へ報告書面により報告すること等についての確約を割当予定先から取得する予定であります。	

（注）1 割当予定先は、本届出書提出日現在、有価証券報告書（提出日：平成21年6月26日）、第1四半期報告書（提出日：平成21年8月14日）及び第2四半期報告書（提出日：平成21年11月12日）を関東財務局長に提出しています。

2 割当予定先の内容の欄は、平成21年9月30日現在のものです。

3 本届出書中の持株比率に関する値は、特記しているものを除き、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- 4 当社との関係の欄は、特記しているものを除き、本届出書提出日現在のものであります。
- 5 割当予定先がみずほ信託銀行株式会社に信託し、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された当社普通株式5,763,000株（議決権の行使について指図を行うことができる権限は割当予定先に留保されており、）に、割当予定先が直接保有する当社普通株式332株を加えた株式数です。

募集の目的

当社は、大正4年（1915年）12月に創立され90年余の歴史を持つ塗料・化成品メーカーであり、大正8年に古河鋳業株式会社（現：割当予定先）の傘下に入り、以降、割当予定先の重要なグループ会社の1社として割当予定先との良好且つ親密な人的関係、資本関係、取引関係を維持しております。現在では、「常に新しい価値を創造し、お客様に信頼される企業を目指す」「人間尊重を基本とし、従業員が幸せと生き甲斐を感じる企業を目指す」という企業理念のもと、「コンプライアンス」「環境への配慮」「顧客への満足度」を三本の柱として、生産・営業・技術が一体となって魅力ある商品の提供を目指すとともに、地球環境を保全しつつ、社会と産業の健全な発展に寄与できる商品の開発に注力するなど、企業の社会的責任にも積極的に取り組んでおります。

当社は、平成19年5月18日に策定した中期経営計画「Target21」に従い、競争力の強化及び業績の向上に努めてまいりました。しかしながら、平成20年度には、原油価格の高騰による原材料費の上昇及び未曾有の世界同時不況による実態経済への悪影響から、当社が製造・販売を行っている塗料及び化成品の需要が低迷し、当社の業績は当該中期経営計画未達を余儀なくされており、また、平成21年度以降も急速な景気の回復は見込みにくく、引き続き厳しい事業環境が続くものと予想されます。

そのような状況下、当社は、塗料事業及び化成品事業の抜本的な収益改善を目的として、生産の合理化、継続再雇用制度の凍結による人員削減、販売及び新製品開発の強化等を柱とする平成21年度～平成22年度の経営改善計画（下記参照）を平成21年5月15日に策定しております。

《平成21年5月15日付け経営改善計画の概要》

（1）生産の合理化

生産の集約

塗料事業の収益改善を目的とした、塗料事業の主力工場である三重工場及び茨城工場の生産体制を再編し生産コストの削減、並びに茨城工場での特定品目に限定した生産及び両工場での重複生産品目の三重工場への集約。

調色体制の見直し

塗料事業の調色品の収益改善を目的とした、CCM（コンピュータによる自動調色）のさらなる導入や共通原色の採用による原材料費・製造コストの削減。

コストカット

使用原材料の変更、樹脂の内作化等による原材料費の削減。

（2）継続再雇用制度の凍結

平成21年度以降雇用延長制度の契約期間を満了する従業員に対する雇用期間の延長の中止と、満60歳の定年到達者に対する雇用延長制度の凍結。

（3）販売の強化

主力販売製品の見直し

不採算製品の廃止、採算製品への統合等を軸にした主力販売製品の見直しによる収益の改善。

新製品の販売

環境配慮形塗料（水系塗料（製品名：トア社）、アスベスト対策塗料（製品名：M 50）、無機塗料、粉体塗料等。）を中心とした販売製品の拡販による売上高の拡大。

組織の見直し

営業所の統廃合、技術部門の営業支援体制の見直しによる固定費の削減。

(4) 新製品開発の強化

無機塗料の技術を応用した新製品の開発。

遮熱塗料の適用範囲を拡大した新製品の開発。

平成21年4月下旬に当社は、割当予定先に対して、経営改善計画を策定するに当たり、その実行をより確実なものとするため、資金面を中心とした支援を要請いたしました。

割当予定先は、本届出書提出日現在、当社筆頭株主として当社普通株式5,763,332株(注)(当社の平成21年9月30日現在の発行済株式総数(以下「当社の発行済株式総数」といいます。))の22.17%)を保有しています。割当予定先は、当社をその重要なグループ会社の1社として位置付けており、これまでも当社の金融機関からの借入に対する債務保証等の支援を行っておりますが、現在の厳しい事業環境下では当社自身による資本市場からの資金調達や金融機関からの外部借入が困難な状況にあることを踏まえ、今回の当社からの更なる支援要請を受け、6月上旬から、改めて当社の経営改善計画、事業内容及び財務内容を精査し、支援の検討を重ねてまいりました。

割当予定先は、当社がこれまで、超耐候性ふっ素系樹脂塗料や高視認性路面標示塗料など高付加価値商品を生み出してきたこと、現在は環境に配慮した高機能性塗料などの商品の開発に取り組んでいることから、経営改善計画を実行することで、今年度は厳しいものの、今後の収益改善が達成できるものと判断し、また、当社が塗料・化成製品メーカーとして培ってきた技術とノウハウが割当予定先グループから流出することを回避したいと考えました。

以上のとおり検討した結果、割当予定先は、当社普通株式の公開買付け等を通じて当社を連結子会社化した上で、財務面・人材面を中心とした総合的な追加支援を行うことにより、当社が着実に当該計画を遂行し目的を達成することが、当社の経営健全化のみならず、割当予定先グループが業容の拡大を図る上で最善の方策であるとの結論に至りました。

また、割当予定先は、これまで当社への出資、当社の製品の購入及び当社への歴代代表取締役社長の派遣など、様々な面で協力関係を続けて参りましたが、割当予定先が今回の追加支援に応じ当社を連結子会社化することで当社の経営改善計画の実効性が高まり、当社の収益力の改善並びに株主価値の向上が図られ、その結果として割当予定先グループの株主価値の向上が期待できるものと考え、当社の連結子会社化計画の一環として、割当予定先による当社普通株式6,500,000株(当社の発行済株式総数の25.00%)を応募株券等の買付予定数の上限とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を公表する予定であります。

他方、当社は、上記の当社をとりまく状況を総合的且つ慎重に考慮・検討した結果、経営改善計画の実効性を確保し、当社の収益力の改善及び株主価値の向上を図るためには、自己資本の充実及び財務体質の改善・強化を図ることが急務であると考えますが、現在の厳しい事業環境下では当社自身による資本市場からの資金調達や金融機関からの外部借入が困難な状況にあることを踏まえると、これまで出資の受け入れ、塗料の販売、当社の歴代代表取締役社長の人材の招聘など、様々な面での協力関係を継続してきた割当予定先に対する当社普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行う他ないとの判断に至りました。

また、長年に亘り協力関係を継続してきた割当予定先との関係をより強固なものとすることにより、今回の追加支援をはじめ財務面・人材面を中心とした支援を今後とも期待することができ、経営改善計画の実効性の確保、ひいては当社の収益力の改善及び株主価値の向上を図ることができるものと考え、本公開買付けを通じて割当予定先の連結子会社となることが合理的且つ現実的な選択肢であるとの判断に至りました。

以上の理由から、当社は、本第三者割当増資を行うとともに、本公開買付けに対して賛同意見を表明する旨を決議いたしました。

なお、本第三者割当増資の払込期日（平成21年12月1日）は本公開買付けに係る公開買付期間中となりますが、本第三者割当増資の払込をもって割当予定先が保有することとなる当社普通株式数は本第三者割当増資後の発行済株式総数（31,000,000株）の34.72%となる予定です。更に、割当予定先が本公開買付けの応募株券等の買付予定数の上限である6,500,000株を買い付けた場合は、その後割当予定先が保有することとなる当社普通株式数は、本第三者割当増資後の発行済株式総数の55.69%となります。

また、当社は、本第三者割当増資及び本公開買付け後においても、引き続き独立した上場企業として株式の上場を維持し、上場会社としての自主的な経営を保持しつつ割当予定先との関係強化を推進することが、両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、本公開買付け後において、割当予定先より、資金面での支援を実施していただくことを予定しておりますが、役員の追加派遣を受けることは予定しておりません。また、本第三者割当増資及び本公開買付け後は、割当予定先から経営改善計画の着実な実行に必要な実務レベルでの人材の派遣及び資材調達等の事業協力を受けることも予定しています。

（注）割当予定先が、みずほ信託銀行株式会社に信託し、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された当社普通株式5,763,000株（議決権の行使について指図を行うことができる権限は割当予定先に留保されております。）に、割当予定先が直接保有する当社普通株式332株を加えた株式数です。

割当予定先を選定した理由

前述した通り、割当先は、本日現在、当社株式5,763,332株（当社の発行済株式総数の22.17%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を実質的に保有し、当社を持分法適用関連会社としております。当社は、本第三者割当増資及び本公開買付けにより割当予定先グループとの更なる関係強化を図ることにより、財務・人事面を中心とした支援を通じて、今後の事業環境の変化に迅速且つ柔軟に対応できる体制をより強固にすることが可能となり、ひいては当社グループの企業価値・株式価値の向上に資すると判断いたしました。

また、本第三者割当増資及び本公開買付けの実施後は、今後の当社グループの事業展開を進める上で割当予定先グループとの更なる関係強化を図ることが重要と考えております。

なお、割当予定先より、割当予定先及びその関係者等が反社会的勢力と関係している事実がないことを確認しております。

割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の売上高、総資産、純資産額、その他の財務諸表の内容を総合的に考慮した結果、本第三者割当増資の払込について問題のないことを確認しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
89	44.5	1,000株	平成21年11月30日(月)	該当事項なし	平成21年12月1日(火)

- （注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものいたします。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

5 発行条件等の合理性

発行価額の算定根拠

発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日（平成21年11月11日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値89円といたしました。当社は、第三者評価機関が実施した算定結果のうち、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュフロー法）による当社普通株式1株当たりの株式価値の評価結果を検討した上で、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断しており、当社の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、当社の発行済株式総数、当社の財務状況、事業環境、割当予定先による引受可能性等も総合的に勘案し、上記発行価額を決定いたしました。

上記発行価額につきましては、社外監査役1名を含む当社取締役会に出席した監査役全員から、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。

なお、前述の当社の取締役会決議において、当社の社外取締役である塩飽博以は、割当予定先の取締役を兼任しており、利益相反回避の観点から、当該決議に関する議案の審議及び決議には特別利害関係人として参加しており、その他当社内部における本第三者割当増資及び本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である森下邦彦は割当予定先の監査室長の職にあり、同様に利益相反回避の観点から、上記の取締役会に参加しておりません。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は5,000,000株であり、これは平成21年9月30日現在の発行済株式総数26,000,000株の19.23%となっており、平成21年9月30日現在の総議決権数（25,488個）に対する議決権比率は19.62%となります。しかしながら、本第三者割当増資は、自己資本の充実、財務体質の改善・強化及び割当予定先との関係強化を図り、今後の事業環境の変化に迅速に対応できる体制を整備するために行うものであり、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであります。これらを総合的に勘案し、本第三者割当増資により新規に発行する株式数量及び株式希薄化の程度は、合理的な水準であると判断しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社トウベ 本社	大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 大阪営業部	大阪府大阪市中央区今橋4丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
445,000,000	25,000,000（注）	420,000,000

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金は、平成22年2月に期限を迎える金融機関からの借入金30億円の返済の一部に全額を充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第141期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月24日）以降、本届出書提出日（平成21年11月12日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

なお、事業等のリスクに記載した重要事象等については、後記「第四部 組込情報」の四半期報告書（第142期第2四半期）に記載の通りであります。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本届出書提出日（平成21年11月12日）においても変更の必要はないものと判断しております。

2 公開買付けについて

割当予定先は、平成21年11月12日付けで、当社の連結子会社化を目的として、本第三者割当増資の引受とともに、当社普通株式6,500,000株（当社の発行済株式総数の25.00%）を応募株券等の買付予定数の上限とする本公開買付け（買付価格は1株につき金89円）を行うことを公表しております。

当社は、塗料事業及び化成品事業の抜本的な収益改善を目的として、生産の合理化、継続再雇用制度の凍結による人員削減、販売及び新製品開発の強化等を柱とする平成21年度～平成22年度の経営改善計画を策定しておりますが、この度、当社をとりまく状況を総合的且つ慎重に考慮・検討した結果、長年に亘り協力関係を継続してきた割当予定先との関係をより強固なものとするにより、財務面・人材面を中心とする支援を今後とも期待することができ、経営改善計画の実効性を確保し、当社の収益力の改善及び株主価値の向上を図ることができるものと考え、本公開買付けを通じて割当予定先の連結子会社となることが現実的且つ合理的な選択であるとの判断に至りました。

以上の理由から、当社取締役会は、平成21年11月12日付けで、本公開買付けに対して賛同意見を表明する旨を決議いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されており、本公開買付けの後も当社は東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部における上場を維持することが予定されております。よって、当社取締役会は、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しております。

なお、当社は、本第三者割当増資及び本公開買付け後においても、引き続き独立した上場企業としての自主的な経営を保持しつつ割当予定先との関係強化を推進することが、両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、本第三者割当増資及び本公開買付け後において、割当予定先より、資金面での支援を実施していただくことを予定しておりますが、役員の追加派遣を受けることは予定しておりません。また、本第三者割当増資及び本公開買付け後は、割当予定先から経営改善計画の着実な実行に必要な実務レベルでの人材の派遣及び資材調達等の事業協力を受けることも予定しています。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第141期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月24日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第142期第2四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社トウペ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 原 真 志
指定社員 業務執行社員	公認会計士 坂 井 俊 介
指定社員 業務執行社員	公認会計士 米 山 昌 良

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トウペの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トウペ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社トウペ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 真 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 俊 介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トウペの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トウペ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社トウペ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 真 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 俊 介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米 山 昌 良

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トウペの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トウペ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トウペの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トウペが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社トウペ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向川 政 序 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 俊 介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トウペの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トウペ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社トウペ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 真 志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 俊 介
指定社員 業務執行社員	公認会計士	米 山 昌 良

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トウペの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トウペの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

株式会社トウペ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 真 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 俊 介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米 山 昌 良

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トウペの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第141期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トウペの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。